

許 可 条 件

- 第1条 使用料納付が必要な場合は、別に発行する納入通知書により、指定期限内に納付すること。
- 第2条 使用に当たっては、名東土木事務所の指示がある場合はそれに従うこと。
また使用当日は係員（指導員、保護者等）を派遣し、参加者その他の整理に特に注意すること。
- 第3条 使用者は公園使用に当たって、公園施設物件及び樹木等に損害を与えないように最善の注意を払い、万一損傷を与えた場合は実費を弁償し、または現物を補償すること。
- 第4条 騒音をたてて近隣の住民に迷惑をかけることのないように注意すること。特に管理施設であるコンクリート壁やネットフェンスにボールその他のものを故意に当てないこと。また音楽演奏及びコーラスについては、付近住民の迷惑にならない程度に音量を極力落として行うこと。
- 第5条 使用期間中は、来園者に危害を与えないよう特に注意すること。
- 第6条 行事準備用及び行事の一部となるもの（公園管理者の承諾を得たものに限る）を除き、公園敷地内への車を乗入れ・駐車をしてはならない。また、公園周辺への迷惑駐車をしてはならない。
- 第7条 使用に当たっては、関係官公署との連絡調整に十分意を尽くすこと。
- 第8条 行事は、専ら営業のための宣伝・販売等営利を目的とするものでないこと。また、第三者による出店・事故等のないよう万全を期し、万一不祥事発生の際には、被許可者の責任において一切を解決するものとする。
- 第9条 仮設物は、被許可者において準備し、行事終了後すみやかに撤去するとともに清掃を十分に行うこと。また、ゴミは持ち帰ること。
- 第10条 狂犬病予防注射等の場合は、他の来園者に危害を与えないよう十分監視するとともに、糞尿の処理を行事中及び行事終了後十分に行い、悪臭等を出さないこと。
- 第11条 前各条に定めるもののほか、都市公園法、都市公園法施行令、名古屋市都市公園条例及び同条例施行細則を守ること。

(名東土木事務所)

20160404